

岡村小学校いじめ防止基本方針

策定；平成26年3月31日
(令和8年2月改訂)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等の対策による基本理念（「横浜市いじめ防止基本方針」より）

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある

(3) いじめ防止等に向けての基本理念

まず、大切なことは、いじめを生まない環境をつくることである。また、様々な教育活動を通して、児童により確かな人権感覚（知識や判断、行動も含む）を養うことである。つまり、「いじめの未然防止」のための方策を意図的・計画的に実施することである。

さらに、いじめの問題は、表に出にくい傾向がある。よって、「早期発見・早期対応」の方策（システムやマニュアル）を準備したい。その上で、問題が確認された場合には、児童や保護者との信頼関係を保ちつつ、関係機関とも連携を深めながら、その解決に臨みたい。つまり、「適切な対処・措置」のあり方を明らかにしておきたい。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長をリーダーとして教務会の業務に位置付け、必要に応じて当該学年教員や児童指導部教員を加える。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。（参加が難しい場合も、必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言を求める）よって、以下のような構成となる。

- 常置委員一校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭、学年主任
- 緊急時に加える委員一当該学年教員、児童指導部教員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、他。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」は、月1回以上、定期的に開催し全職員で実施する。また、いじめの疑いがあった段階でも、直ちに常置委員及び緊急時に加える教員を収集し、開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。また、校長の責任の下、「学校いじめ防止対策委員会」の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

○未然防止・早期発見

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先を設置する。
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有をする。

○事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有をする。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施する。
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報も視野に入れて対応する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しをする。（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

※感染症防止・拡大防止に伴い、年間計画は変更（延期、中止等）となる場合もある。

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none">・年間計画と重点指導内容等の確認、学年研究会や職員会議等で、いじめ防止基本方針について共通理解を図るとともに児童の情報共有を行う。（管理職への報・連・相の徹底）・いじめの定義・児童理解研修・学級や学年の活動を通して人間関係づくりに取り組む。社会的スキル横浜プログラムを活用する。・地域訪問等で、保護者との情報共有を図る。	<ul style="list-style-type: none">・「岡村小学校いじめ防止基本方針」を学校HP等で公表する。

5月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ早期発見のための生活アンケート」を実施する。 (記名式アンケート・教育相談) 横浜子ども会議の課題に合わせて、岡村小のテーマや学年・学級づくりの課題解決の方策等を検討する。 岡村オリンピックやなかよし班活動を通して、人間関係づくりに取り組む。(道徳科や特別活動・学級指導での振り返りを行う。自分づくりパスポートを活用する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家の授業視察を基に児童指導のポイントなどを学ぶ。
6月	<ul style="list-style-type: none"> Y-P アセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。 生活アンケートを実施する。 おもいやり委員会の取り組みとして、学校全体で「ふわふわ言葉」づくり等に取り組む。 いのちの安全教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会を開催し、委員に基本方針等を報告する。 学家地連で年間計画の確認をする。
7月	<ul style="list-style-type: none"> 校外学習や宿泊体験学習等を通して人間関係づくりに取り組む。(『横浜の時間』等に道徳科を位置付け、振り返りや行動化を促す。) 個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。 「SOSの出し方教育プログラム」を実施する。 中学校ブロックで「横浜子ども会議」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育、特別支援教育、人権教育等の教職員研修を実施する。 地域夏祭りに参加する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ※ 7月の面談でいじめ等の問題が確認できた場合には、臨時のいじめ防止対策委員会を開き、必要に応じて専門家も加えて、調査・指導を行う。 いじめ防止等の教職員研修を実施する。 区交流会「横浜子ども会議」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県・池田町との交流事業に参加する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜子ども会議」(区)で話し合われたことを児童朝会等で報告する。次に各学級の課題や取組について話し合う機会をつくる。 学習・生活振り返り(自分づくりパスポート)を行い、子どもの問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 朝会(講話)、児童朝会を人間関係づくりをテーマに年間複数回、意図的に企画する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> 全校遠足やなかよし給食などを通して、人間関係づくりに取り組む。(目的確認や振り返りをていねいに行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動に参加する。
11月	<ul style="list-style-type: none"> Y-P アセスメントシートを全校で実施し、児童理解に努める。学年研究会等で情報共有を図る。 生活アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家の授業視察を基に指導のポイントなどを学ぶ。
12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止月間でのいじめ解決一斉キャンペーンを実施する。(無記名式アンケート・教育相談) 『横浜の時間』等に道徳科を位置付け、振り返りや行動化を促す。 人権週間(朝会も含む)を児童会活動として企画・運営する。 保護者個人面談を実施し、保護者との情報共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等の教職員研修を実施する。 横浜市では、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。
1月	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や保育園との引継ぎ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員自身の振り返りを行い、全体で共通理解を図る。
2月	<ul style="list-style-type: none"> おもいやり委員会の取り組みとしていじめ防止啓発活動を行う。 幼保小、あるいは小中の交流などを通して、人間関係づくりに取り組む。 各学校或いは中学校ブロックで、横浜子ども会議で決めた取組について振り返り、見直しをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学家地連で年間計画の報告をする。

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・生活振り返り（自分づくりパスポート）を行い、児童の問題、課題、成長の把握に努めるとともに、指導の機会とする。 ・ 年間の振り返り、新年度への引継ぎを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭りに参加する。 ・ いじめ防止基本方針の見直しを行う。 ・ 学校説明会で一年間の成果と課題等を報告する。
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止対策委員会」（月1回以上及び随時） ・ 情報モラル教育の推進 	

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止・早期発見

○いじめの未然防止

- ア 学校風土づくり（相手を思いやる、互いに認め合う、互いに支え合う関係づくり）
- ・ 児童が、保護者や地域の多くの皆さんとかかわる場面や活動を大切にする。例えば、読み聞かせボランティア、防犯パトロール、地域夏祭り参加、長野県・池田町交流事業への参加など。
- イ 授業改善（分かる授業、活躍できる授業、学び合える授業、創造心を揺さぶる授業）
- ・ 体験する場、考える場、伝え合う場等を大切にする。例えば、地域の「ひと・もの・こと」を材とする学習、少人数による学習、複数の教師による学習、ICTを活用する学習など。
- ウ 適切な人間関係の確立（認め合い、助け合う集団づくり）
- ・ 友だちとかかわる活動を大切にする。例えば、なかよし班活動（全校縦割り活動）、社会的スキル横浜プログラムを活用した学習、学級会など話し合い活動（振り返りを含む）、道徳の時間など。
- エ 自己有用感の醸成（自分に自信をもつ、人の役に立った感覚）
- ・ 認められているという思いを抱く活動や場面を大切にする。例えば、児童の多様な願いを活かすクラブや委員会の設置及び活動の充実、振り返りカードの活用など。
- オ 4組（個別支援学級）の子どもたちの安心・安全
- ・ 特に、当該学級の児童が、安心・安全に学校生活を楽しむことができる学校環境をつくるために、交流学習のあり方等を工夫する。例えば、年度当初に一般学級の子どもに、交流の目的や当該児童への接し方などを指導するなど。
- カ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び地域、保護者に周知する。
- キ いじめ防止について、児童の意見や思いを聴く
- ・ おもいやり委員会の児童を中心に、いじめが起こらない学校にするための意見を集めたり、考えたりする機会を設ける。

○いじめの早期発見

- ア いじめを見逃さないための体制強化
- ・ 授業中だけでなく、休み時間や清掃時間などの子どもの様子も観察する。
 - ・ 教職員（会計年度職員含む）全体で子どもの様子に配慮し情報を児童支援専任に集約する。
 - ・ 保護者、地域からの報告連絡相談を受けやすい連携体制を日頃より構築し、常態化する。
 - ・ Y-P アセスメントシートの活用や生活意識調査を、年間を通して継続的に実施し、いじめを発見する機会とする。
 - ・ 学年研究会を週1回以上実施し、児童理解・児童指導をテーマに学年内で情報交換に努める。
 - ・ 保護者との個人面談を年2回以上実施し、チェックシート等を活用して、いじめを発見する機会とする。
 - ・ いじめ早期発見のための生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、その他アンケートの実施
- イ 教育相談体制の充実
- ・ スクールカウンセラーの訪問日を保護者に周知し、いじめを始めとする悩みを相談できる機会とする。
 - ・ 児童支援専任教諭や養護教諭も、児童並びに保護者の相談窓口であることを広報する。
- ウ 協力体制の拡充
- ・ 学校運営協議会や学校家庭地域連絡協議会などを活用し、地域での日頃の子どもの様子などの情報を共

有し、連携、協働して早期発見に取り組む。

- エ 1人1台端末の活用
 - ・1人1台端末を活用した、心の健康観察等を実施する。

(2) いじめに対する措置

○事案の対処

いじめの疑いがあった段階で、「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報共有と組織的対応等を検討する。

- ア 関係者への指導・支援
 - ・当該児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援に努める。
 - ・いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止めながら、直ちに事実把握、ケースカンファレンスを行い、実態を的確に見とり、その上で指導の方針を検討する。また、いじめを受けた児童を徹底して守り抜き、安心して学校生活を送るための方策を検討し、保護者と児童に提案する。対応後も児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
 - ・いじめを行った児童に対しては、児童の心身の成長を意図しながら、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴き取り、適切に指導するとともに、児童の状態に合わせた継続的な支援を行う。
 - ・いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- イ 関係機関との連携強化
 - ・市教育委員会やSCやSSW、状況によって磯子区役所、南部児童相談所、医療機関、警察等の関係機関との連絡・報告を密に行い、適切かつ迅速、組織的な対応を図る。

○いじめの解消及び取組

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次のア、イの2つの要件が満たされている必要がある。

- ア 期間
 - ・いじめに関わる行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること。
- イ 当該児童の状態
 - ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じてないこと（本人及び保護者への面談等により確認する。）
- ウ 取組
 - ・いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察を継続する。
 - ・複数の教職員による現状把握、報告、情報交換を実施し、教職員全体で共有する。
 - ・児童が気軽に相談できる機会を設定する。
 - ・関係児童及び保護者への指導及び支援を行う。
 - ・いじめを許さない学校風土を再構築する。

(1) 特に配慮が必要な児童

いじめは、どの児童にも起こり得る可能性があり、下記の児童生を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ア 発達障害を含む、障害のある児童
- イ 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童
- エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(2) 教職員等への研修

ア 教職員の資質の向上

- ・ 南部療育センターや市教育委員会・特別支援教育課等との連携を図り、児童一人ひとりの課題やそれに寄り添う方策等について、教職員が学ぶ機会を積極的に設定する。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会（定期）においても児童理解に関する研修会を行い、児童一人ひとりの課題や寄り添う方策等について教職員が学ぶ機会を増やし、いじめに対する教職員の感度を上げる。

(3) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会、学援隊、学校説明会等の機会を活用して、いじめの問題など学校の課題を説明し、地域ぐるみで解決していく意識の向上や見守りの体制の強化を推進する。第三者による学校評価を実施することでいじめ防止対策の現状分析や評価、改善を多角的に行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。（PDCA サイクル）学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を位置付ける。

7 相談窓口（祝日、休日、年末年始等は受付していない機関もあります）

- ・ 横浜市立岡村小学校 045-752-3443（担当職員：教員、スクールカウンセラー）
- ・ 学校生活あんしんダイヤル 045-624-9081（火～金 9:00～17:00）
- ・ 24時間子ども SOS ダイヤル 0120-078310（365日 24時間体制）
- ・ 一般教育相談 045-624-9414（月～金 9:00～17:00）
- ・ 南部地域療育センター（045-774-3831（月～金 8:45～17:15）
- ・ よこはま子ども虐待ホットライン 0120-805-240（24時間）
- ・ よこはまチャイルドライン 0120-433-339（月水木 16:00～21:00）
- ・ 磯子区子ども家庭支援課 045-750-2525
- ・ 横浜市南部児童相談所 045-349-0122